

## 宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響による原油価格・物価高騰等により厳しい経営環境に置かれた中小企業者の事業継続支援とそれによる脱炭素化の促進を目的とし、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備など脱炭素化設備を導入する中小企業者に対し予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等の取扱いに関する規則(平成元年規則第19号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象者)

第2条 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市域内において事業所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に該当する会社をいう。以下同じ。)又は次に掲げる業種の区分に応じそれぞれ次に定める数以下の従業員を常時使用する一般社団法人その他の私法人であること。

- ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種(イからエまでに掲げる業種を除く。) 300人
- イ 卸売業 100人
- ウ サービス業 100人
- エ 小売業 50人

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

(4) この要綱に基づく助成金を受けていないこと。

(助成金の対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、別表1に掲げる設備(以下「対象設備」という。)の導入(省エネルギー設備にあっては既設設備の更新)であって次の要件に該当するものとする。

(1) 助成金の対象となる者が事業を営む市内の事業所で実施する事業であること。

(2) 対象設備を令和4年4月1日から令和5年2月15日までの期間(別表において「助成対象期間」という。)に購入し、設置するものであること。

(3) 次条に定める助成対象経費が50万円以上の事業であること。

(4) 次のいずれにも該当しない事業であること。

- ア 居住用途(共用部など助成対象となる区分が明確にできない場合を含む。)に該当する部分の設備導入
- イ 中古設備の導入
- ウ リース契約による設備導入

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げる費用で助成対象事業の遂行に必要なものと明確に特定でき、かつ、第6条第1項第3号又は同条第2項第3号及び第4号に掲げる書類によって金額が確認できるもの(消費税及び地方消費税を除く。)とす

る。

- (1) 設計費
- (2) 設備費
- (3) 付帯工事費
- (4) 設備処分費
- (5) 雑役務費

2 前項の規定にかかわらず、他の国費及び県費、市費等を財源とする助成金等がある場合は、当該収入の額を助成対象経費から控除するものとする。

(助成金の金額)

第5条 助成金の金額は、助成対象経費の金額に2分の1を乗じて得た額以内とする。この場合において、当該額に1万円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる設備に係る助成金の金額が当該各号に定める金額を超える場合、当該各号に定める金額を助成金の金額とする。

- (1) 再生可能エネルギー設備 300万円
- (2) 省エネルギー設備 300万円
- (3) 再生可能エネルギー設備又は省エネルギー設備とあわせて導入するエネルギー管理装置（EMS装置） 150万円

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の導入完了前に助成金の交付を受けようとする場合、宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 助成対象経費に係る見積書の写し
- (4) 位置図、平面図、配置図、設備のカタログ（更新の場合は新旧）等の事業内容の分かる資料
- (5) 企業概要書（様式第4号）
- (6) 法人の登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）

2 申請者は、対象設備の導入完了後に助成金の交付を受けようとする場合、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施結果書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 契約書等の写し
- (4) 助成対象経費に係る領収関係の写し
- (5) 位置図、平面図、配置図、写真、設備のカタログ（更新の場合は新旧）等の事業内容の分かる資料
- (6) 竣工検査報告の写し
- (7) 企業概要書（様式第4号）

(8) 法人の登記事項証明書（申請日前3カ月以内に取得したもの）

(9) 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）

3 助成金の交付申請（以下「交付申請」という。）は、令和5年1月31日までに行わなければならない。

4 市長は、交付申請を先着順で受け付け、助成金の総額が予算の上限に達したときは、交付申請の受付を終了する。なお、予算の上限を超える交付申請があった場合は、上限を超えた日における申請の中で抽選を行うものとする。

5 市長は、前項の規定により受付を終了した場合において、必要があると認めるときは、交付申請書が市に到達した順に補欠受付を行うことができる。

（助成金の交付の決定）

第7条 市長は、交付申請の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知」という。）又は宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金不交付決定通知書（様式第7号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

（交付決定内容変更の届出）

第8条 第6条第1項の規定による交付申請を行った助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知を受けた後に、助成対象事業の実施計画の内容を変更しようとするときは、速やかに宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金交付決定変更申請書（様式第8号）に変更内容に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金交付決定変更通知書（様式第9号）により、変更後の決定内容を当該交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付の辞退）

第9条 交付決定者は、助成金の交付を辞退する場合、宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金交付辞退届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第10条 交付決定者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（現地調査）

第11条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて現地調査を行うことができる。

（設置報告）

第12条 対象設備導入完了前に交付申請を行った交付決定者は、対象設備の導入が完了したときは、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実施結果書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 契約書等の写し

(4) 助成対象経費に係る領収関係の写し

(5) 導入した対象設備の写真

(6) 竣工検査報告の写し

2 市長は、前項各号に掲げる書類の提出を受けた場合において、書類の審査及び第11条の規定による現地調査により、その報告に係る交付申請及び交付決定の内容に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の金額を確定し、当該交付決定者に宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 第6条第1項の規定による交付申請を行った交付決定者は、前第2項の規定による通知があった場合は、宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金交付請求書（様式第12号。以下「交付請求書」という。）を速やかに提出し、助成金の交付を請求するものとする。

2 第6条第2項の規定による交付申請を行った交付決定者は、第7条第1項の規定による通知があった場合、交付請求書を速やかに提出し、助成金の交付を請求するものとする。

3 前項の請求は、令和5年2月28日までに行わなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の請求に基づき助成金を交付するものとする。

(処分の制限)

第14条 交付決定者は、対象設備について、助成金を受領した日から5年以内に廃棄、貸与、売却その他対象設備の処分をしてはならない。

2 交付決定者は、止むを得ない理由により、対象設備の廃棄、貸与、売却その他対象設備の処分を行ったときは、宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金財産処分届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(3) この要綱又は宝塚市補助金等の取扱いに関する規則に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が助成金の交付が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援助成金交付決定取消通知書（様式第14号）により、交付決定者に通知する。

(助成金の返還)

第16条 交付決定者は、前条の規定により助成金の交付の決定が取り消された場合において、既に助成金が交付されているときは、市長が定める期限までに助成金を返還しなければならない。

(事業完了後の経過報告)

第17条 交付決定者は、助成対象事業の完了した日の属する月の翌月から1年間の省エネルギーの状況について、宝塚市再エネ・省エネ等脱炭素化設備導入支援事業経過報告書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

(協力)

第18条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて対象設備の再生可能エネルギー生産量や

エネルギー使用量の提供、市が行う地球温暖化対策の啓発その他の協力を求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年1月31日までに申請のあった助成金の交付に係る規定の適用については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

対象設備		要件
1 再生可能エネルギー設備	太陽光発電設備	太陽光発電設備により発電した電力を事業所等で自家消費するものであって、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 ただし、相対契約による余剰電力の売電は可とする。 ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認できるものであること。 イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）による設備認定を受けていないこと。
	太陽熱利用システム	強制循環型ソーラーシステムであって、日本産業規格（JIS）に適合したもの又は一般社団法人ソーラーシステム振興協会の優良ソーラーシステム認証、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたものであること。
	地中熱利用システム	次の要件をいずれも満たすこと。

	ム	<p>ア 年間エネルギー効率（当該システムにより一年間に供給される熱量を当該システムが一年間に消費する電力量で除して得た数値）が 3.0 以上であること。</p> <p>イ 地中熱交換器（熱交換井等を含む。）が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱、又は放熱ができるものであること。</p> <p>ウ 地中熱を利用するための空調設備、給湯設備等を有するものであること。</p>
	電気自動車等用充電設備	<p>助成対象期間内に一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象に指定している急速充電設備又は普通充電設備（充電用コンセントスタンド、充電用コンセント等）の導入であること又はそれと同等以上の性能及び品質が確認できるものであること。</p>
	太陽光発電設備と連携して導入する蓄電池	<p>次の要件をいずれも満たすこと。</p> <p>ア 日本産業規格（J I S）又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。</p> <p>イ 常時、太陽光発電設備と接続し、同機器が発電する電力を充放電すること。</p>
	太陽光発電設備と連携して導入するV2H	<p>助成対象期間内に一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象に指定しているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認できるものであること。</p>
2 省エネルギー設備	L E D照明	<p>L E Dモジュールが組み込まれたベースライト形、ダウンライト形、スポットライト形、高天井形、シーリング形等の製品のうち、電気用品安全法で定めるP S Eマークが表示されているもの又は電気機械器具防爆構造規格を満たし防爆記号の表示のあるもの（これらに係る基本的な付帯設備（電源ユニット、ソケット、落下防止部品等）を含む。）であること。</p>

	高効率空調	助成対象期間内に一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象に指定しているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認できるものであること。
	窓、床、壁、天井、屋根の断熱化 (遮熱フィルム・塗料の使用を含む。)	次の要件をいずれも満たすこと。 ア 断熱・遮熱性能を示す、日射熱反射率、熱還流率、日射熱取得率等の数値をカタログ等で確認できる製品であること。 イ 上記の数値が下記のいずれかの機関において試験されたものであることが確認できる製品であること。 ①日本産業規格(JIS) ②環境省の技術実証(ETV)事業 ③国立研究開発法人建築研究所 ④一般社団法人建材試験センター
	業務用冷凍冷蔵設備	助成対象期間内に一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象に指定しているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認できるものであること。
	業務用ボイラ	助成対象期間内に一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象に指定しているもの若しくはそれと同等以上の性能及び品質が確認できるもの又は薪、木くず、木質ペレット等を燃料とする木質バイオマスボイラーであること。
	業務用ヒートポンプ給湯機	CO <sub>2</sub> を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式給湯器で、中間期エネルギー消費効率(中間期COP)が3.5以上であるものであること。
	業務用燃料電池	次の要件をいずれも満たすこと。 ア 燃料電池ユニットにSOFCを活用したものであること。 イ 単機で1.5kW超の定格発電出力があること。 ウ 定格運転時の総合効率が60%LHV以上であること。
3 再生可能エネルギー設備 又は省エネルギー設備とあ	電気の使用量を計測し、監視予測等をするものであって、見える化が図られ、目標電力を超える場合に警報又は自動で電力	

わせて導入するエネルギー  
管理装置（EMS装置）

使用の抑制ができるものであること。